

## 継続雇用制度の選定基準に関する協定書

\_\_\_\_\_（以下「会社」という）と、従業員代表\_\_\_\_\_（以下「従業員代表」という）は、定年後の継続雇用制度の対象者の選定基準および取り扱い方法に関し、次の通り労使協定を締結する。

## 第1条

定年は当社就業規則の定めによるが、定年後も継続的に働くことを希望する者で、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、1年ごとの契約の更新により、満65歳に達する日の月の末日までの再雇用（以下「継続雇用」という）をするものとする。

- 1 意欲を持って勤務する意思を明確にしていること
- 2 直近の健康診断の結果が業務遂行に適格であること
- 3 直近の2年間に無断欠勤がないこと
- 4 直近の5年間に懲戒に処されていないこと

二. 前項の要件を満たさない者については次の表に示す要件適用年齢まで再雇用する。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

## 第2条

会社は、本人からの申し出により前条の継続雇用について面談・指導を行うものとする。

## 第3条

会社は、定年予定日前に第1条の継続雇用の基準等の事実を本人に開示し、継続雇用の可否を本人に通知するものとする。

## 第4条

会社は、継続雇用を通知した者について、定年予定日の1カ月前までに継続雇用に係る労働条件等について本人と協議し労働条件通知書等を交付する。

## 第5条

本協定書の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに、会社、組合いずれからも申し出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。この協定の確実を証するため、証書を作成し、会社および組合が各1通を保有する。

平成 年 月 日

会社

従業員代表